

## 環境影響評価法の一部を改正する法律の概要について

### 1. 改正の趣旨

環境影響評価法（平成9年制定）（以下「法」という。）の施行以降、法に基づく環境影響評価手続の適用実績は着実に積み重ねられ、環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能を果たしてきた。法附則第7条では、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」こととされている。

法の完全施行から10年を迎え、法の施行を通じて浮かび上がった課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成23年4月に成立・公布されたものである。

### 2. 改正法の概要

#### (1) 交付金事業を対象事業に追加

補助金を交付金化する取組が進められていることを踏まえ、交付金の交付対象事業についても法対象事業とする。

#### (2) 計画段階配慮書の手続の新設

事業の早期段階における環境配慮を図るため、第一種事業を実施しようとする者は、事業の位置、規模等を選定するにあたり環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、計画段階配慮書を作成することを義務化する。

#### (3) 方法書における説明会の開催の義務化

法施行後に作成されている方法書の実態として、図書紙数の分量が多く、内容も専門的なものとなっていること等を踏まえ、事業者による方法書段階における説明会の実施を義務化する。

**(4) 電子縦覧の義務化**

電子化の進展を踏まえ、インターネットの利用等による環境影響評価図書の電子縦覧を義務化する。

**(5) 評価項目等の選定段階における環境大臣意見の技術的助言を規定**

現行制度において環境大臣意見は評価書の段階でのみ述べられることとなっているが、評価項目等の選定段階においても、環境大臣が主務大臣に対し技術的見地から意見を述べるができるものとする。

**(6) 政令で定める市から事業者への直接の意見提出**

現行制度においては都道府県知事が関係市町村長の意見を集約したうえで事業者に対して意見を述べる仕組みとなっている。地方分権の進展等を踏まえ、事業の影響が単独の政令で定める市の区域内のみに収まると考えられる場合は、当該市の長から直接事業者に意見を述べるものとする。

**(7) 環境保全措置等の公表等の手続の具体化**

事業着手後の環境保全措置等の実施状況を明らかにすることは、環境影響評価後の環境配慮の充実に資するものであることから、評価書の公告を行った事業者に対して、環境保全措置等の実施状況についての公表等を義務化する。

**3. 施行期日**

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、2. (1) 及び (3) から (6) については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 今般導入される配慮書手続について

## 1. 戦略的環境アセスメントを巡る動向

- 戦略的環境アセスメント（Strategic Environment Assessment。以下「SEA」という。）とは、本来、個別の事業に先立つ「戦略的な意志決定段階」、すなわち、個別の事業の実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）、さらには政策を対象とする環境影響評価のことをいう。
- 事業の実施段階で行う環境影響評価は、事業の実施に係る環境の保全に効果を有する一方、既に事業の枠組みが決定されているため、事業者が環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟な措置をとることが困難な場合がある。このような課題に対して、SEAは、事業の実施段階の環境影響評価の限界を補い、事業の早期段階における環境配慮を可能とするものである。
- 地方公共団体においては、平成14年に埼玉県で「埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱」が施行されたのをはじめとして、東京都・埼玉県・広島市・京都市・千葉県・横浜市の6都県市でSEA制度が導入され、実施事例が蓄積されつつある。また、その他の道府県及び政令市でも、約半数近くにおいてSEA制度の検討が行われている<sup>1</sup>。
- 国の公共事業においても、早期段階の住民参画や環境配慮の取組が既に進められている。特に、平成14年以降は、国土交通省において、個別の事業種における関連ガイドライン等により、環境影響評価実施前における環境配慮の取組が進められている。
- こうした取組の実績を踏まえ、平成19年に、環境省において、事業の位置・規模等の検討段階のものについてのSEAの共通的な手続等を示す「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」（以下「SEAガイドライン」という。）が取りまとめられた。
- 平成20年には、国土交通省において、SEAを含むものとして「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」が取りまとめられ、平成21年には、環境省において、「最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（案）」が取りまとめられている。
- 諸外国でも、SEAの導入が進められている。具体的な手続や内容（法令のレベル、事業の対象範囲、対象となる計画の検討・策定段階、評価手法等）は、国によって様々である。我が国のSEAガイドラインにおいては、上位計画のうち個別事業の計画・実施段階前における位置等の検討段階を対象としている。このような時点での環境配慮は、諸外国ではSEAとして位置付けるものもあるが、これを事業実施段階における環境影響評価の一部として位置付けているものもある。

<sup>1</sup> 環境省総合環境政策局環境影響評価課において、平成21年度に全国の47都道府県及び18政令指定都市の計65自治体に対して行ったアンケート調査に依る。

## 2. 法改正により導入される配慮書手続について

### (1) 改正法において規定されている事項

改正法においては、配慮書手続について、次のように規定されている。

#### ■ 改正法において規定されている配慮書手続の概要

##### (1) 計画段階配慮事項についての検討【第三条の二】

① 第一種事業を実施しようとする者は、第一種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の事業の種類ごとに主務省令で定める事項を決定するに当たっては、事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

② 事業が実施されるべき区域その他の事項を定める主務省令は、主務大臣が環境大臣に協議して定めるものとする。

③ 第一項の主務省令（②の主務省令を除く。）は、計画段階配慮事項についての検討を適切に行うために必要であると認められる計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針につき主務大臣が環境大臣に協議して定めるものとする。

##### (2) 配慮書の作成等【第三条の三】

第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- ① 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所
- ② 第一種事業の目的及び内容
- ③ 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- ④ 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- ⑤ その他環境省令で定める事項

##### (3) 配慮書の送付等【第三条の四】

第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに主務大臣に送付するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

主務大臣は、配慮書の送付を受けた後、速やかに、環境大臣に当該配慮書の写しを送付して意見を求めなければならない。

##### (4) 環境大臣の意見【第三条の五】

環境大臣は、意見を求められたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、主務大臣に

対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

**(5) 主務大臣の意見【第三条の六】**

主務大臣は、配慮書の送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、環境大臣の意見があるときは、これを勘案しななければならない。

**(6) 配慮書についての意見の聴取【第三条の七】**

第一種事業を実施しようとする者は、事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならぬ。

**(7) 基本的事項の公表【第三条の八】**

環境大臣は、関係する行政機関の長に協議して、(1)③及び(6)の規定により主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

**(8) 第二種事業に係る計画段階配慮事項についての検討【第三条の十】**

第二種事業を実施しようとする者は、第二種事業に係る計画の立案の段階において、事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定するに当たっては、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、当該事業の実施が想定される区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を主務大臣に書面により通知するものとする。

**(9) 方法書の作成【第五条第一項】**

事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、主務大臣の意見が述べられたときはこれを勘案して、事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法について、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書を作成しなければならない。

①～③ (略)

④ 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

⑤ 配慮書についての主務大臣の意見

⑥ 主務大臣の意見についての事業者の見解

⑦ (略)

⑧ その他環境省令で定める事項

(10) 準備書の作成【第十四条第一項】

事業者は、環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書を作成しなければならない。

- ① (9) ①～⑥に掲げる事項
- ②～⑧ (略)
- ⑨ その他環境省令で定める事項

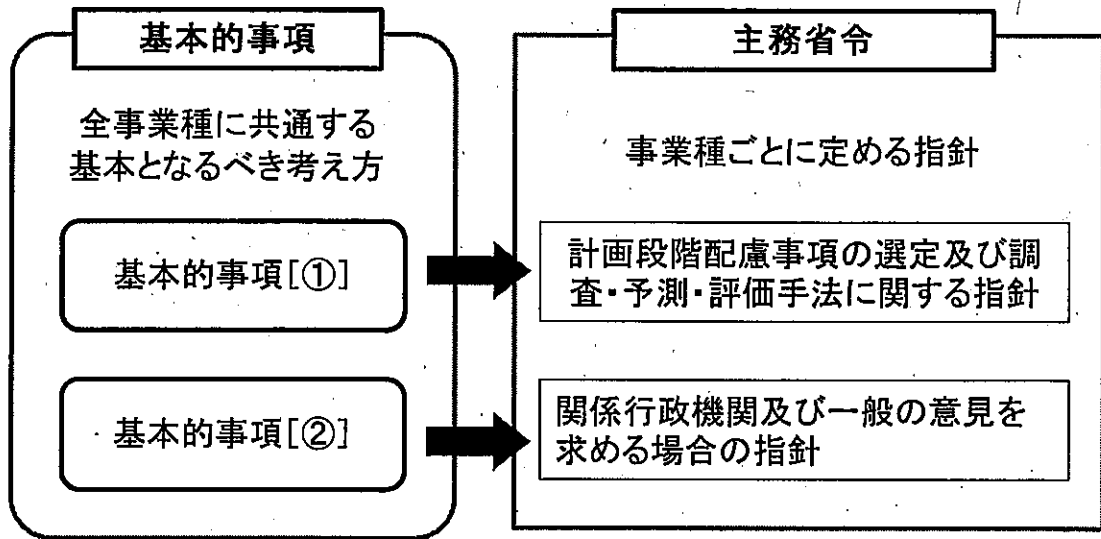
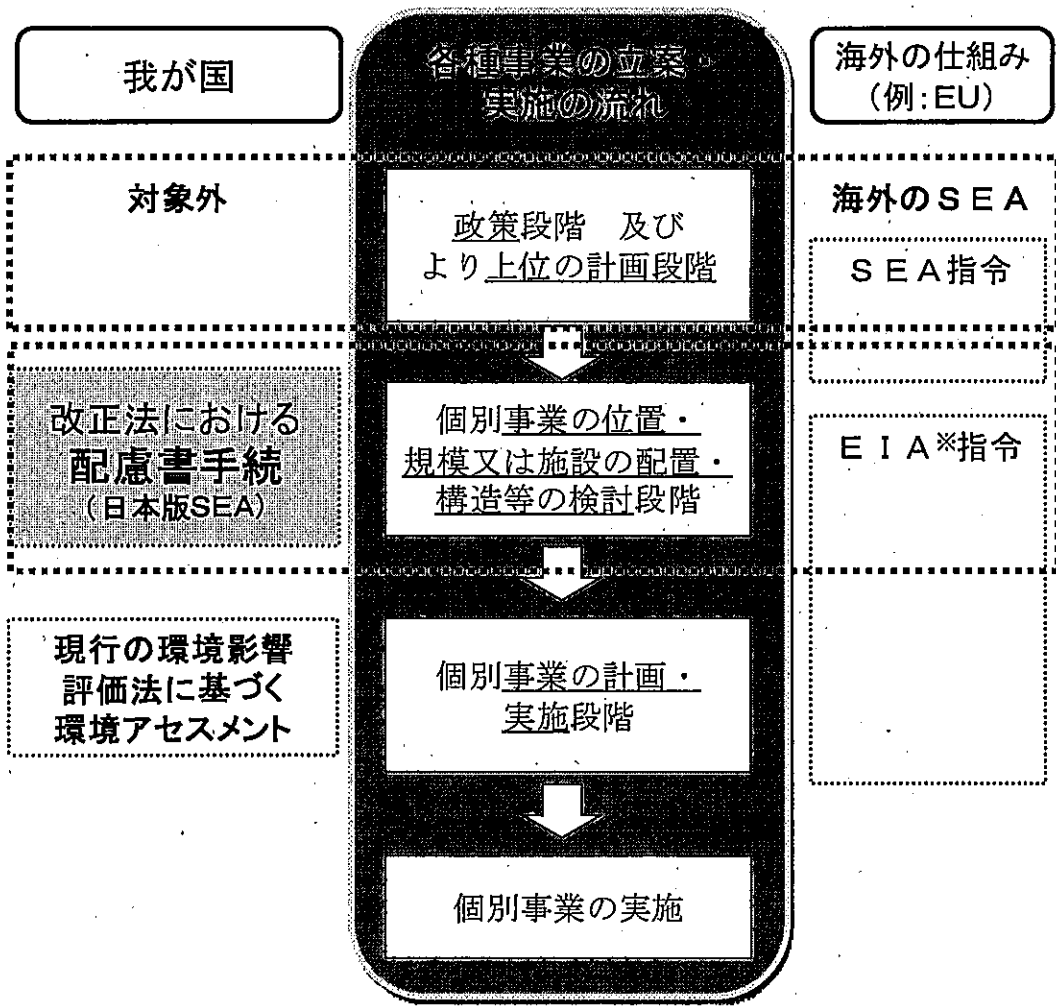


図1. 配慮書手続に関する基本的事項及び主務省令の関係

# 戦略的環境アセスメント(SEA)

・戦略的環境アセスメント(Strategic Environmental Assessment : SEA)とは、一般的に個別の事業実施に先立つ「戦略的な意思決定段階」、すなわち、個別の事業の実施に枠組みを与えることになる計画や政策を対象とする環境アセスメントである。



※EIA: Environmental Impact Assessment  
(事業の計画・実施段階におけるアセスメントの意)

図2. 改正法により導入される配慮書手続の位置付け

## (2) 中環審答申において示されている事項

中環審答申においては、我が国で導入すべきSEA制度の概要として、次のように示されている。(第1回検討会資料2-4の再掲)

### ■ 中環審答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」における配慮書手続の概要

#### (1) 計画段階配慮書の手続に関する事項

我が国で導入すべきSEA制度は、原則として以下の項目を含むものとし、事業の種類、特性等に応じた柔軟な制度とすることが適当。

##### (制度の対象)

- 対象とする計画の段階は、個別事業の計画・実施段階前における事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の検討段階とすべき。
- 第一種事業相当の事業を対象とすることが適当。
- 国等が行う公共事業だけでなく民間事業等も含めた事業の計画策定者も対象とすべき。

##### (調査、予測及び評価の手法)

- 調査及び予測の手法については、原則、既存資料を元に実施することとし、情報の蓄積が不十分な場合等には、必要に応じて現地調査等を実施することとすべき。
- 評価の手法については、原則、複数案を対象に比較評価を行うこととすべき。
- 何を以て複数案とするかについては、対象となる個々の事業の事業主体や事業内容の特性等に応じ、(事業の)位置、規模又は施設の配置、構造等の様々な要素について複数案の検討ができるような柔軟な制度にすべき。
- 環境面の影響のみの評価を行うこととすることが適当。なお、事業計画の決定に当たっては、環境面の影響についての評価のほか、事業の必要性、経済性、社会性等も含めた総合的な評価が行われることになる。

##### (住民、地方公共団体及び国(環境省)の役割)

- 様々な形で関係地方公共団体や公衆の関与が必要。
- 関係地方公共団体が柔軟に関わることができる制度とすべき。
- 国(環境省)が意見を述べることができる制度とすべき。

##### (評価結果の取扱)

- 調査、予測及び評価の結果の公表は、方法書の前の段階で行う必要がある。
- 評価結果のその後の環境影響評価への活用(ティアリング)については、積極的に行うべき。なお、SEAの評価手続自体をもってその後の事業実施段階における環境影響評価の手続自体を完全に省略することは適当ではない。